

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

学校法人長野日本大学学園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

記

1. 行動計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業など制度の周知や母性健康管理の環境を改善する。

<対策>

- ① 妊娠中および出産後の職員の健康管理や相談窓口の設置
⇒保健室養護教諭と連携し、職員相談や必要により休憩場所として対応
- ② 制度の周知
 - ・育児・介護休業規程の改正内容について
全職員に対して⇒職員会議にて説明
 - ・子の看護休暇や育児時間（特別休暇）
該当職員に対して⇒管理職又は事務職員が説明
- ③ 育児休業期間中の代替要員の確保
⇒職員の休業・復帰希望による非常勤職員の確保
- ④ 育児休業後における原職相当職への復帰
⇒原職相当職への復帰が基本

(計画期間中、随時実施)

目標2：年次休暇取得促進のための措置を取る。

<対策>

- ① 年次休暇取得率の実態確認継続
⇒実態結果（3年間の進捗）による休暇取得の啓蒙
- ② 全教職員が有給休暇を取得しやすい環境づくり
⇒非常勤職員を含む全教職員による代替授業の実施

(計画期間中、随時実施)